

宋都監探原考(一)―唐代の行営都監―

友 永 植

はじめに

『西朝国史』に「太祖太宗、海内を平一するや、累朝の藩鎮跋扈に懲り、尽く天下の勁兵を収め、營を京畿に列ね、以って藩衛に備う⁽¹⁾」とある如く、宋は国初において、唐末五代の藩鎮跋扈の弊に鑑み、藩鎮牙軍の精銳を禁軍に編入することで軍事力の強幹弱支をはかり、遂には藩鎮の支郡領有を止めて、藩道制を廃棄した⁽²⁾。かかる藩鎮兵力の削減・解体に象徴される藩鎮抑制政策は、唐・五代の歴朝を通じて多角的に推進され、宋に至って最終段階を迎えた。その様な政策のうち、禁軍組織の拡充と契丹防衛の緊要化を背景に推進された中央禁軍の地方屯駐政策は、進駐軍の軍事力を頼んで藩道行政にらみを効かせ、藩鎮の恣意的な行動を制肘する上で十分な効果をあげた。それ故、五代末には、契丹と接境する河北・河東を中心として、国内至るところの要地に屯駐禁軍が布置されたという。宋朝がかかる政策を継承・発展させたことはいまでもなく、その地域的・量的拡大は藩道制廃棄の重要な前提をなしたものと推測される。

さて、そもそも藩鎮は辺境及び地方における有事の軍事要請に対応することを目的として設置されたものであったから、藩道制の廃棄によって、各地の屯駐禁軍は新たに地方軍事力の要として、かかる藩軍の任務を担わなければならないようになった。かくて、屯駐禁軍は軍制路及

び府州単位で、都部署・部署(都総管・総管)⁽⁴⁾と称される統兵官の統帥のもとに、辺防と地方治安の維持に当たるべく体制が整備されていた。

ところで、宋朝政府が最も腐心したのは、屯駐禁軍の遠心化であった。統兵官によって屯駐軍が私兵化されれば、再び藩鎮跋扈の旧態が再現されるのは必定であり、最悪の場合、政権を喪失する可能性すら生じてくる。それは契丹防衛軍を擁して出征し、倒戈して王朝を篡奪した後唐の明宗、後晋・後漢の高祖などの五代の事績に照らして明らかである。ここに都部署・部署等統兵官の統帥権を制肘し、彼らによる地方屯駐軍の遠心化を防止する機構が必要となってくる。『文獻通考』が引く陳傅良(止齋)の言に「謂うところの禁兵は、みな三司の卒、分屯して更戍す。今の屯駐・駐泊の名にして、鈐轄・都監・監押の官の部領するものなり⁽⁵⁾」とあって、屯駐禁軍が鈐轄・都監・監押なる官に統轄されていたことを伝えているが、これら諸官こそかかる役割を課せられた屯駐軍の監督官であった。『宋史』兵志によれば、鈐轄は辺寇の捍禦に際しては総管と協議し、都監は禁軍の屯戍・辺防・訓練の政令を管掌したという⁽⁶⁾。史書は時に都監を「監軍」或は「護軍」と記している⁽⁷⁾。

前置きが長くなったが、この小論の目的は、かかる宋代都監の制度的淵源を尋ね、その宋に至る展開の過程を跡付けることにある。筆者は、この間、宋朝君主独裁体制の確立・維持に寄与した官僚集団(内

諸司使及び三班使臣)について考察し、この都監については、それらの官僚が任用された職事の一つとして言及したことがある。⁽⁸⁾この度は、都監という職事それ自体の特質に焦点を当て、その制度的変遷の跡を追ってみたいと考える。その意味で、本稿は唐宋变革期における官職の変容についての事例研究であるが、一方また都監の職務にみるが如き宋朝軍制の特色に関する遡及的考察の試みでもある。ところで、近年、宋の都監について渡邊久氏が高論を発表され、北宋における都監の制度的変遷を詳細に論じておられる。渡邊氏も、序論の中で簡単に唐・五代の都監に言及されているが、筆者は氏とは分析の観点や見解を些か異にすることもあり、改めて卑見を述べて、ご叱正を仰ぐ次第である。

筆者は、宋代の都監は有事に編成される行営禁軍の都監と、地方に常駐する屯駐禁軍の都監に分けて検討されるべきであろうと考える。それは両者が地方派遣軍の監督官という意味で職務の本質を同じくするものの、それぞれその起源とその後の制度的展開を異にすると考えるからである。すなわち、前者は唐代における行営軍の監軍を系譜的起源とし、後者は五代の地方屯駐禁軍の監督官と唐代以来の藩鎮の監軍使が融合し生成してきたものではないかと考えている。小論では差し当り前者の唐代における淵源について考察し、その五代における制度的展開及び後者の屯駐軍の都監については、別に論じたいと思う。ところで、唐代の監軍については、夙に矢野主税氏の先駆的研究がある。唐初から徳宗朝にかけての監軍使の実態を分析されたものである。小論は行営都監の出現する唐後半期に重点を置くものであるが、論旨の展開上、唐前半期についても触れざるをえない。この唐前半期の監軍については、矢野氏の高論を踏まえて言及したい。

表1 宋初の都監・監軍の事例

	皇帝	年号	西暦	月	就任者	官職ほか	軍事行動	事	例	出展
1	太祖	建隆1	960	9	李處耘	宣徽北院使	揚州征討	(揚州行営)都監		『長編』1
2	太祖	乾德1	963	1	李處耘	枢密副使	楚征討	(湖南道行営)都監		『長編』4
3	太祖	乾德1	963	1	張勳	毘毳使	楚征討	南面行営馬軍都監		『長編』4
4	太祖	乾德1	963	1	盧懷忠	酒坊副使	楚征討	南面行営歩軍都監		『長編』4
5	太祖	乾德1	963	2	武懷節		楚征討	戰棹都監		『長編』4
6	太祖	乾德2	964	5	丁德裕	引進使	南漢征討	南面兵馬都監		『長編』6
7	太祖	乾德2	964	11	王仁贍	枢密副使	後蜀征討	(西川行営鳳州路)都監		『長編』6
8	太祖	乾德2	964	11	曹彬	内各省使枢密承旨	後蜀征討	(西川行営鼎州路)都監		『長編』6
9	太祖	乾德2	964	12	康延澤		後蜀征討	(西川行営鳳州路)馬軍都監		『長編』6
10	太祖	乾德3	965	1	田欽祚	通事舎人	後蜀征討	(西川行営)先鋒都監		『長編』6
11	太祖	乾德3	965	3	朱光緒		後蜀征討	(西川行営)馬軍都監		『長編』6
12	太祖	乾德3	965	3	張熙		後蜀征討	(西川行営)歩軍都監		『長編』6
13	太祖	乾德3	965	11	劉漢卿		後蜀征討	(西川行営)戰棹都監		『長編』6
14	太祖	開宝1	968	8	曹彬	宣徽南院使	北漢征討	(河東行営前軍)都監		『長編』9
15	太祖	開宝1	968	8	康延昭	懷州防禦使	北漢征討	(河東行営先鋒)都監		『長編』9
16	太祖	開宝1	968	8	李謙溥	濕州刺史	北漢征討	(河東行営汾州路)都監		『長編』9
17	太祖	開宝3	970	9	王繼勳	賀州刺史	南漢征討	(賀州道)行営馬軍都監		『長編』11
18	太祖	開宝5	972	8	朱憲		南漢征討	(広州)行営兵軍都監		『長編』13
19	太祖	開宝7	974	10	丁德裕	客省使	南唐征討	昇州東南面行営招撫制置使の軍を監す		『長編』15
20	太祖	開宝7	974	10	潘美	山南東道節度使	南唐征討	(昇州西南面行営)都監		『長編』15
21	太祖	開宝8	975	1	田欽祚		南唐征討	行営左廂戰棹都監		『長編』16
22	太祖	開宝8	975	11	梁迥		南唐征討	行営右廂戰棹都監		『長編』16
23	太祖	開宝9	976	8	潘美	宣徽北院使	北漢征討	(河東行営)都監		『長編』17
24	太祖	開宝9	976	8	郭進	鎮州西山巡檢洛州防禦	北漢征討	河東道忻代等州行営馬歩軍都監		『長編』17
25	太宗	太平興國4	979	1	郭守	八作使	北漢征討	西南壕寨都監		『長編』20
26	太宗	太平興國4	979	1	郭守文	西上閣門使	北漢征討	行営軍を監す		『長編』20
27	太宗	太平興國4	979	1	梁迥	判四方館事順州団練	北漢征討	行営軍を監す		『長編』20

一 宋初の行営都監

宋代の行営都監の淵源を検討するに当たり、先ず宋代におけるその実態を一瞥しておきたい。ついでには、軍事行動が頻繁に起こされ、事例の比較的豊富な太祖・太宗朝の行営都監を取り上げてみよう。

『統資治通鑑長編』（以下『長編』と略す）巻一、太祖、建隆元年九月己未の条に、

（李）從進反書聞、上命馬步軍副都指揮使焜節度使石守信為揚州行営都部署兼知揚州行府事、殿前都指揮使義成節度使王審琦為副、宣徽北院使李處耘為都監、保信節度使宋延渥為排陣使、帥禁兵討之。

（史料中の括弧は筆者、以下同様）

とあって、国初、揚州節度使李從進を征討するに当たり、禁軍の長官石守信・王審琦を行営都部署・副、宣徽院使の李處耘を（行営）都監、宋延渥を排陣使に、それぞれ任じたことを伝えているが、この様に行営都監は都部署・副都部署と併置されるのが一般であった。太祖・太宗朝の事例を整理すると、前頁の表1の如くである。

都監は時に監軍と称されたことは前述の如くであるが、監軍たる行営都監の職権を具体的に窺うことができる史料があるので示してみよう。『長編』巻四、太祖、乾德元年九月丁卯の条に、

宣徽南院使兼樞密副使李處耘、責授淄州刺史。荆湖之役、處耘以近臣護軍、臨時專斷、不顧軍議。初至襄陽、衢肆鬻餅餌者率減少、倍取軍士之直。處耘捕得尤甚者二人、送慕容延釗。延釗怒不受。往復三四、處耘遂命斬于市以徇。延釗所部小校司義、舍于荆州客將校王氏、使酒克恣。王氏愬于處耘、召義訶責。義又譖李處耘於延釗。至白湖、處耘望見軍士入民舍、良久舍中人大呼求救。遣捕之、則延釗圍人也。乃鞭其背、延釗怒斬之。由是大不協、更相論奏。上以延釗宿將、赦其過、止罪處耘。處耘亦恐懼、不敢自明。

とあり、上記の李處耘が荆南・湖南征服戦役に都監として従軍した折、行営軍務を巡って都部署慕容延釗と深刻な確執を起こしたことが記されている。これによれば、不当な価格で食料を販売した商人や酒勢を以って寓舎で狼籍をはたらいた軍校、及び民間人を虐待した兵卒を李處耘が檢挙或は譴責し、ある者はこれを処断したところ、咎人が慕容延釗の縁故の者であったことも手伝って、延釗の怒りを買ひ、双方が効奏に及び、結果的に處耘が淄州刺史に左遷されたという。

李處耘の左遷の原因を、『長編』は「臨時專斷、不顧軍議」と指摘するが、ここに言う「專斷」とは、彼が上述の非違・不法行為の処理について行営首脳部と協議せず、独自に対応をはかり、遂には処分にまで及んだという一連の独断専行を指すものと理解される。つまり、處耘の独断専行が問罪の対象とされたのであって、彼が行営軍政下の非違・不法を糾弾したこと自体は、不当な行為と見なされてはいないのである。すなわち、非違・不法の檢察は都監の固有の権限として容認されていたと理解してよからう。太祖は両者の弁駁を聴いた後、慕容延釗が宿将であるとの理由から彼を赦したが、彼に過失があったこと自体は明らかに認めている。このことは、太祖が李處耘の訴えを是認したことを意味するとともに、都監による非違・不法の檢察を正当な行為と認識していたことを暗に示している。

李處耘の場合の様に、都監をして時には都部署指揮下の將校の糾弾をも可能ならしめるには、都監を都部署の指揮命令系統から独立させていなければならなかったであろう。指揮命令系統下における「專斷」行為は当然軍律に違背し、軍法による処断の対象になる。李處耘がその様な廉で処罰された形跡がないという事実はかかる推測を裏付けている。

以上の如く、宋代の行営都監は、都部署の指揮命令系統の外にあって、行営將兵の平時・戦時の行動を監視し、不法・非違を摘発・糾弾することで、都部署の軍政に睨みを効かせ、都部署による行営軍の擅

管を抑制する機能を果たしていたのである。

二 唐代の行営都監

戦目付けたる監軍が有事の征討軍に設置される事例は、すでに春秋時代に見い出され、監軍それ自体の歴史は甚だ長いといえるが、宋代の行営都監の濫觴は、その官称が始めて史書に現れる唐代後半を遡ることはないものと考ええる。唐代における監軍の事例は国初より見い出されるが、注目すべきは玄宗朝後半に入つて大きな質的变化を見せることである。そこで、行営都監の官称が出現するのは玄宗朝以後に属すが、かかる質的变化を確認するため、唐前半に遡つてその実態を瞥見してみよう。上述の如く、唐初から徳宗期にかけての監軍については、夙に矢野氏の論じられたところであるが、論旨の展開上、一瞥したい。

唐初の監軍

『通典』卷二十九、職官十一、監軍の項に、
隋末或以御史監軍事。大唐亦然、時有其職、非常官也。開元二十
年後、並以中官為之、謂之監軍使。

とあるによれば、隋末以来、有事に際し御史を監軍に充当することが行われ、唐もこの制（仮に御史監軍制と呼ぶ）に倣つたという。ところで、『通典』は開元二十年以後は中官すなわち宦官を監軍に充て、これを監軍使と称したと述べている。監軍使の呼称は確かに行営監軍に用いられることもあるが、むしろ藩鎮の軍隊を監督した監軍で品秩高き者を指す場合が一般で、『通典』が果してこの点を弁別した上で、行営軍の監軍使について論じているのかどうか疑問が残る。従つて行営軍の御史監軍制の終焉を開元二十年と断ずるには些か躊躇を覚える。

る。

ところで、行営軍に監軍を派遣する制度は、武后朝の一時期廃止された如くである。『資治通鑑』（以下『通鑑』と略す）卷二〇四、武后、垂拱三年十一月の条に、

太后欲遣韋待價、將兵擊吐蕃。鳳閣侍郎韋方質奏請、如旧制遣御史監軍。太后曰、古者明君遣將、闔外之事、悉以委之。比聞、御史監軍、軍中事無大小、皆須承稟。以下制上、非令典也。且何以責其有功。遂罷之。

とあり、この年、韋待價を大将に吐蕃征討軍を編成した際、鳳閣侍郎韋方質が旧制通り御史を監軍として派遣するよう奏請したところ、武后はこれを却下し、行営軍の監軍制そのものを廃止させたことを伝えている。ところが、同書卷二〇六、武后、聖曆元年九月の条に、

壬申、立廬陵王哲為皇太子、復名頤。赦天下。甲戌、命太子為河北道元帥、以討突厥。……戊寅、以狄仁傑為河北道副元帥、右丞宋元爽為長史、右台中丞崔獻為司馬、左台中丞吉頊為監軍使。

とあつて、垂拱三年の十一年後の聖曆元年に、突厥征討軍を編成した際、武后は左台中丞（旧御史中丞）吉頊を監軍使に任じたことを伝えている。すなわち、御史監軍による監軍制が復活していることを確認できる。

以上約するに、武后朝の一時期を除き、唐前半期は隋制に倣つて御史を有事の行営軍の監軍に充当したのであり、それは官僚の非違を檢察するという御史の職務の本質からして、至極当然な選任であつたといえる。

宦官監軍の登場

さて、玄宗朝に入ると、内外の政治情勢は一変した。すなわち、塞外諸民族による外圧の増大を背景に、辺境に十節度使が設置され、や

がて安史の乱を契機に、全国あまねく藩鎮が布置された。従来、有事の軍事行動には臨時に大総管・総管なる軍司令官が任命され、折衝府或は辺境鎮戍の府兵を以って行営軍を編成したが、藩鎮の全国列置以後は、塞外民族の侵寇、国内反乱ともに節度使が常駐の募兵藩軍を率いてこれに当たることとなった。その場合、通常は複数の藩鎮が動員されたが、時に禁軍がこれに加わる場合、或は単独で行動する場合もあった。

さて、この様な行営軍の質的变化と軌を一にするが如く、玄宗朝半ばに至って、行営軍の監軍も人選の上で变化が生じた。『通鑑』卷二一七、玄宗、天宝十四載十二月丙戌の条に、

高仙芝將飛騎・曠騎、及新募兵・辺兵在京師者合五万人、發長安。上遣宦者監門將軍辺令誠、監其軍屯於陝。

とあって、この年十一月、范陽に安祿山が叛するや、玄宗は直ちに榮王琬を元帥に、右金吾大將軍高仙芝を副とし、京師の子弟十五万を新募して征討軍を編成したが、この史料によれば、宦官の辺令誠をしてこの征討軍を監護せしめたことが知られる。ここに見る行営監軍への宦官の起用（仮に宦官監軍制と呼ぶ）は、矢野氏によれば既に天宝六載の時点で確認できるといい、後に事例を挙げるが、これ以降唐末に及ぶまで一貫して見られる特徴である。つまり、玄宗朝に及んで御史監軍制が宦官監軍制に変化したのである。では何故、監軍の人選にかかる变化が生じたのであろうか。

先ず第一に考えられる要因は玄宗の宦官重用策である。『通鑑』二六三、昭宗、天復三年正月の司馬光の言に、

太祖鑑前世之弊、深抑宦官、無得過四品。明皇（玄宗）始隳旧章、是崇是長。晚節令高力士省決草奏、及至進退將相、時与之議。自太子王公、皆畏事之。宦官自此熾矣。

とある如く、玄宗は本来内廷の管理を職務とした宦官を外廷政治に関与させた。宦官は皇帝の家産官僚的存在であったから、これを行政の

諸方面に關与させれば、皇帝の政治的意図を国政上に広く反映させることが可能となる。すなわち、玄宗の宦官重用は皇帝権強化の方策であり、玄宗朝に始まる宦官監軍制もその様な政策の一環として理解することができるであろう。律令官制に規定された職掌の範囲で職務する御史に比べ、皇帝個人と私的親密関係で結ばれた宦官が、皇帝にとつてはるかに有用であったことはいうまでもない。特に出征先での遠心化が懸念される行営軍の目付けの職には最も相応しい人材であったといえよう。

さて、次に考えられる要因は行営軍の質的变化である。上述の如く、藩鎮が辺境、次いで内地にも布置されると、有事の軍事行動には藩鎮が動員され、行営軍は複数の藩軍による混成軍団となり、時にこれに禁軍が加わることもあった。例えば、上掲史料の高仙芝率いる安祿山征討軍は、飛騎・曠騎・新募兵等の禁軍と、恐らく高仙芝の元従牙軍と推測される辺兵の混成軍団であり、肅宗が乾元二年九月に洛陽の安慶緒を討つべく編成した征討軍は、朔方・淮西・興平・滑濮・鎮西北庭・鄭蔡・河南・平盧・河東・澤潞の十軍よりなる大混成軍団であった。唐後半期の歴史展開において、かかる事例は枚挙に遑がない。この様に玄宗朝以降の行営軍は、時に禁軍を含むこともあったが、多くの場合、相互に統属関係がなく、本質的に出境遠征に消極的な藩鎮牙軍を主力としていた。この為、行営軍に元帥或は都招討使等の總司令官を任じて、全軍の一元統率と征討の完遂は容易ではなかった。

また、時には同格の藩鎮を糾合するため、主帥を設けぬ場合もあり、上記の安慶緒征討軍が安陽に潰乱した如く、号令不一の欠点を曝して、反乱勢力に大敗を喫すこともあった。ここに政府は行営軍の全一行動を期すため、主帥の選任もさることながら、主帥の軍政を含めて行営軍の動向を常に監視し、構成各軍の放縱な行動を規制して、皇帝乃至は政府の意向を全軍に貫徹させることに最も意を払った。朝廷の官僚の中で、かかる任務を委嘱するに最も適した人材が宦官であるこ

とは、誰の目からみても明らかであろう。

上記の安慶緒征討軍が編成された時、肅宗は朔方節度使郭子儀と河東節度使李光弼が「皆元勳にして相統属し難し」として、元帥を置かず、宦官の開府儀同三司魚朝恩を觀軍容宣慰処置使に任じたが、多藩混成征討軍の統制の困難さが窺えるとともに、宦官を以って軍容を監督させるといふ政府の対処方針を確認することができる。要するに、玄宗朝以降、行営軍が多藩混成軍団の様相を呈してきたことを背景とし、これの統制上の要請から宦官監軍制が採られたものと推測する。

行営都監の出現

前掲『通鑑』の中で「宦官の禍は徳宗に成る」と司馬光が指摘するが如く、徳宗は宦官に禁軍の統轄権を委ね、その権力基盤を確立せしめた。これを機に、やがて宦官は擅に天子を擁立し、「定策国老」を自称するに至るのである。徳宗朝に入ると、かかる宦官重用の趨勢と藩鎮跋扈の風潮の中で、宦官監軍が従軍した不逞藩鎮征討軍の事例が徐々ではあるが検出されてくる。既に矢野氏も指摘しているが、『通鑑』卷二三五、徳宗、貞元十六年四月丁亥の条に、

韓全義素無勇略、專以巧佞貨賂結宦官、得為大帥、每議軍事、宦官為監軍者、數十人坐帳中、爭論紛然、莫能決而罷。

とあって、同年二月に蔡州節度使吳少誠を征討するため、夏綏節度使韓全義を蔡州四面行営招討使に任じ、十七道の兵を率いらせたが、この史料によれば、この行営軍に数十人の宦官監軍が遣わされ、軍議に与っていたことが知られる。更にまた、同書卷二四八、武宗、会昌四年八月戊申の条には、

初李徳裕以韓全義以来、將帥出征屢敗。其弊有三、……二者、監軍各以意見指揮軍事、將帥不專進退。三者、每軍各有宦者為監使、悉選軍中驍勇數百為牙隊。其在陣戰鬪者、皆怯弱之士。每戰監使

自有信旗、乘高立馬、以牙隊自衛。視軍勢小却、輒引旗先走、陣從而潰。徳裕乃与枢密使楊欽義、劉行深議、約敕監軍不得預軍政。每兵千人、聽監使取十人自衛、有功隨例霽賞。二枢密皆以為然、白上行之。自禦回鶻、至澤潞罷兵、皆守此制。

とあって、武宗朝の李徳裕が韓全義以来の不逞藩鎮征討の失敗要因を論じる中で、監軍の軍政関与と監使の恣意行為を指摘しているが、徳宗朝の方、監軍が主帥の統帥権を侵し、独自の判断で軍事を指揮していたこと、また軍ごとに宦官の監使なるものが存在し、戦場で指揮を執っていたことなどが知られる。先の蔡州行営下の数十人の監軍とは、或はこの様な監使を含んでいるのかも知れない。ともあれ、これらの史料から、徳宗朝以降における宦官監軍の派遣を確認するとともに、それが行営軍司令官と対等な立場で、換言すれば、その指揮命令系統から独立して、行営軍政に著しく干渉している様を窺うことができる。

さて、宦官監軍の行営軍派遣が頻繁に行われ、常制化してくると、やがてそれは固有の官称を持つようになったものと考えられる。すなわち、これが「行営都監」乃至は「都監」なる官称であり、筆者は、その名称と職務の実態から判断して、宋代の行営都監の直接的起源であろうと考えている。行営都監が宦官を任ずる職であったことも与ってか、その初置を明確に伝える史料は管見の限り見い出せない。宋・高承の『事物紀原』（卷六、節鉞帥曹部、都監）は、

唐書白居易伝曰、王承宗叛、帝詔吐突承璀、率師出討。居易諫曰、唐家制度、每征伐、專委將率。比年、始以中人為都監。韓全義討淮西、賈良国監之、高崇文討蜀、劉正亮監之。此疑其初也。

と述べ、『唐書』（卷一九）の白居易伝を引いて、徳宗貞元十六年に淮西の吳少誠征討軍を監した賈良国、西川の劉闢征討軍を監した劉正亮を都監の嚆矢と推測している。筆者の検索の限りにおいては、都監の官称の始見は徳宗の貞元三年である。すなわち、『通鑑』卷三二二、

徳宗、貞元三年五月の条に、

甲申、(河中絳州節度使・朔方行營元帥) 渾瑊自咸陽入朝、以為清水会盟使。戊子、以兵部尚書崔胤衡為副使、司封員外郎鄭叔矩為判官、特進宋奉朝為都監。己丑、瑊將二万余人、赴盟所。

とあって、この年、吐蕃による講和の要請を受け入れ、河中節度使渾瑊を会盟使とし、二万余人を率いて遣わすに当り、特進宋奉朝を都監に任じたことが知られるが、宋奉朝は胡註に「宦者也」とあり、この都監が渾瑊率いる行營軍の宦官監軍であるは明らかである。従って、その初置の時期を確定することはできないが、徳宗貞元初期には官称が出現していることを確認しておきたい。

ここで、都監なる名称の由来を考えてみたい。『旧唐書』卷一四五、呉少誠伝に、

(貞元十五年九月) 尋下詔、削奪(呉)少誠官爵、分遣十六道兵馬進討。：：明年正月、夏州節度使韓全義為淮蔡招討処置使。北路行營諸軍將士、並取全義指揮。：：七月、全義頓軍於五樓。行營為賊所乘、大潰。全義与都監軍使賈秀英・賈国良等夜遁、遂城守澗水。

とあり、これは先にも触れた徳宗朝の淮西(蔡州) 呉少誠の征討に関する史料であるが、賈秀英・賈国良を「都監軍使」と記している。また、『唐大詔令集』卷二二四、政事、「平劉闢詔」に、

其取復成都諸大將、並擒獲劉闢將軍等、委崇文与都監軍使俱文珍、條流等第聞奏。：：投降將士、亦委崇文・文珍、條流聞奏。とあって、同じく徳宗朝の西川劉闢の征討において、「都監軍使」俱文珍の名が見える。この都監軍使なるものは、軍司令官との関係からして、行營全軍を監督する監軍であることは間違いないであろう。そして、この呼称は監軍使の中の「都」すなわち「頭」たるものを意味するのではないかと考える。先述したところであるが、呉少誠征討の韓

全義率いる十七道の行營軍には、数十人の監軍が従軍していたといひ、

表2 唐後半期の都監・監軍の事例

皇帝	年号	西暦	月	就任者	官職ほか	軍事行動	事例	出展
1 徳宗	貞元3	787	5	宋奉朝	宦者	吐蕃と会盟	吐蕃会盟使の行營軍の都監	『通鑑』232
2 徳宗	貞元16	800	7	賈秀英		呉少誠(淮西)征討	都監軍使	『旧唐書』145、呉少誠伝
3 徳宗	貞元16	800	7	賈良国	中人	呉少誠(淮西)征討	都監軍使(都監)	『旧唐書』145、呉少誠伝
4 憲宗	元和1	806	1	劉貞亮	宦者伝	劉闢(西川)征討	高崇文の軍を監す(都監)	『唐書』119、白居易伝
5 憲宗	元和1	806	1	俱文珍	宦官	劉闢(西川)征討	都監軍使	『唐大詔令集』124
6 憲宗	元和2	807	9	薛尚衍	内官	李(浙西)征討	都監招討宣慰等使	『冊府』122、帝王・征討2
7 憲宗	元和9	814	10	崔潭峻	内常侍	呉元済(淮西)征討	申光蔡等州招撫使兼統の軍を監す	『旧唐書』145、呉元済伝
8 憲宗	元和11	816	12	梁守謙	右軍中尉	呉元済(淮西)征討	淮西行營諸軍を監す	『冊府』122、帝王・征討2
9 憲宗	元和12	817	8	?	中使	呉元済(淮西)征討	(※監陳『旧唐書』170、裴度伝『監陣])	『通鑑』240
10 穆宗	元和15	820	10	梁守謙	知枢密使	吐蕃防禦	左右神策京西北行營都監	『通鑑』241
11 穆宗	長慶1	821	12	謝良通		鎮州征討	監軍	『通鑑』242
12 懿宗	咸通7	866	6	韋仲宰	敕使	安南征討	※監陳、7千人を率いる	『通鑑』250
13 懿宗	咸通10	869		楊復恭	宦者伝	龐勛征討	※監陳、功有り	『旧唐書』184、楊復恭伝
14 僖宗	乾符3	876	12	楊復光	宦者伝	王仙芝征討	招討副使都監	『通鑑』252
15 僖宗	中和1	881	2	楊復光	枢密使	黄巢征討	京西西面行營都監	『通鑑』254
16 僖宗	中和1	881	7	楊復恭	宦者伝	黄巢征討	天下行營兵馬都監	『冊府』123、帝王・征討3
17 僖宗	中和2	882	1	西門思恭	右神策觀軍容使	黄巢征討	諸道行營都監	『通鑑』254
18 僖宗	中和2	882	1	楊復光	宦者伝	黄巢征討	南面行營都監使	『通鑑』254
19 僖宗	中和3	883	1	陳景思		黄巢征討	北面都統監軍使	『通鑑』255
20 僖宗	中和3	883	1	楊復光	宦者伝	黄巢征討	東面都統監軍使	『通鑑』255
21 僖宗	中和3	883	1	西門思恭	宦者伝	黄巢征討	都都監	『通鑑』255

※『冊府』は『冊府元龜』

また李徳裕の指摘によれば、行営軍の各軍単位に監使なるものが張り付けられていた如くである。またこれに加えて、各藩鎮に遣わされた監軍も藩軍を監護して行営軍に随伴していたことが推測されるから、多藩混成軍団である行営軍には甚だ多くの監軍乃至はこれに類似した機能を果たす宦官が従軍していたことになる。さすれば、都監軍使の呼称は、行営軍政やその統帥に関与し、皇帝乃至は政府の意志を行営軍に反映させるところの筆頭監軍に対し、これら雑多な監軍と一線を画さしむるべく用いた呼称ではないであろうか。そして、前掲白居易伝によれば、淮西征討の都監軍使であつた賈良国が都監と目されていることから、都監なる呼称はこの都監軍使を指し、これを約した呼称ではないかと推測する。

都監の事例は徳宗以降も引続き見い出され、特に唐末の混乱期には頻繁に検出される。管見の限りの事例を整理したのが前頁の表2である。時代が降るに従い、都監の呼称は行営監軍の正式な官称として徐々に定着して行くが、史料によつては都監の官称を記さず、「監軍」・「監軍使」或は「某軍を監す」と表現する場合もある。従つて、表には都監の肩書はないが行営軍を監督したと判断される事例も併せ収録することにした。なお、参考までに、先述の監使と同じ職務かと思われる「監陳」・「監陣」の事例も掲載した。

唐末の宦官夷殺事件

表2に見る如く、宦官の行営都監は唐後半期を通じて一貫して設けられたが、唐末に及んで思わぬ展開を迎える。すなわち、『通鑑』巻二六三、昭宗、天復三年春正月庚午の条に、

(朱)全忠・崔胤同対、胤奏、……請悉罷諸司使、其事務尽歸之省寺。諸道監軍、俱召還闕下。上從之。是日全忠以兵驅宦官第五可範等數百人於内侍省、尽殺。冤号之声、徹於内外。其出使外方

者、詔所在收捕誅之。止留黃衣幼弱者三十人、以備洒掃。……自是宣伝詔命、皆令宮人出入。其兩軍内外八鎮兵、悉屬六軍、以崔胤兼判六軍十二衛。

とあるが如く、密かに僭位の野望を抱く宣武軍節度使朱全忠は、篡奪の事前工作として、宦官によつて侵奪された行政権を台省に回収せんと予ねて目論んでいた宰相崔胤と共に、内諸司及び諸道の監軍使の廃止を奏請し、勅許を得るや、内廷清掃員三十人を残して内外の宦官を悉く誅殺した。そして、宦官の権力基盤であつた神策軍は六軍に編入されて崔胤の掌握に帰し、内諸司使もその業務を中書省・九寺に返還した。かくて、地方藩鎮に秘匿されたごく一部の者を除き、唐朝の宦官は消滅し、その歴史もここに弊えたのである。やがて、唐朝そのものも朱全忠に滅ぼされ、後梁の建国をみることになる。

以上、唐後半期の行営監軍について考察したが、要約すると以下の如くである。宦官監軍は玄宗朝に出現し、徳宗朝に至つて行営都監と称されるようになった。これが、宋朝の行営都監の制度的淵源と考えられる。行営都監は行営軍司令官の指揮命令系統から独立し、皇帝の意志を行営軍政に忠実に反映させる機能を果たした。皇帝権の強化がはかられた唐後半期を通じ、宦官の行営都監はその様な役割の一端を担つて馳駆したが、唐末に至り、朱全忠による宦官夷殺によつてその活動を停止した。

おわりに

小論の目的は、宋朝の行営都監の淵源を唐代に尋ねることであり、考察の結果、徳宗朝にその淵源を求めることができた。唐朝においてこの都監に任じた宦官は唐末に消滅してしまつたが、このことによつて都監なる官職そのものが消滅することはなかつた。すなわち、五代に至つて都監は新たな展開を見せることになる。五代の都監について

は、追って論じるつもりであるが、以下に大まかな展望を述べておきたい。

後梁の太祖朱全忠が唐朝を篡奪する過程で、従来の皇帝権力の維持・発展に与った側近組織に大きな変化が生じた。すなわち、朱全忠は宦官を誅殺した後、自己の腹心を内廷諸使に充てるとともに、都下の警察長官や宿衛統兵官に任じた。⁸⁸かくて、唐皇帝の権力を支えた枢密使や宣徽院使以下の内諸司使及び禁軍統軍等の要職は、宣武軍節度使朱全忠の幕下の側近によって担われることとなった。つまり、唐末の権力闘争の過程で、皇帝の側近組織の成員が、皇帝の家僕ともいふべき宦官から、朱全忠幕下の腹心士人に転化したのであった。そして、かかる体制はそのまま後梁政権に引き継がれ、次いで朱全忠同様に藩鎮を基盤に政権を獲得した五代の諸皇帝によって、原則的に継承された。

唐末五代のかかる趨勢の中で、五代の行營軍の都監には再び士人が起用されることとなる。しかし、それは唐初の御史監軍制の復活を意味するものではなく、都監起用者の属性からして、唐後半期の宦官監軍制の路線上に展開したものであるといえる。詳細は統稿に譲りたい。

註

(1) 『文献通考』(卷一五二、兵四、兵制、宋真宗・景德二年の条)所引の『兩朝國史』。

(2) 『長編』卷十八、太宗・太平興國二年八月戊辰の条に、

上納(石拾遺、李)瀚言、詔邠寧涇原鄜坊延丹陝虢襄均房復鄧唐瀆濮宋亳鄆濟滄德曹單青淄兗沂貝冀滑衛鎮深趙定祈等州、並直屬。天下節鎮、無復領支郡者矣。(史料中の括弧は筆者、以下同様)

とあって、征服によって既に京師に直屬せしめている旧列国の諸州以外の州

を、ここに至って直屬ならしめ、かくて支郡は消滅し、藩鎮は節度使・觀察使等の肩書を空しく留めるのみとなった。

(3) 『日野開三郎東洋史学論集』第二卷 五代史の基調、第一部第二章の三(兵制)。
(4) 『文献通考』(卷五九、職官十三、都總管の項)が引く『職略』によると、最初の「部署」は、後に廟諱を避けて「總管」と改められたというが、英宗の諱が曙であるので、これを避けたものであろう。

(5) 『文献通考』卷二五、兵四、兵制、宋太祖・建隆元年八月の条。

(6) 『宋史』卷一九六、兵十、屯戍之制の項に「若捍禦邊寇、即總管鈐轄共議、州長吏等毋預事」とあり、同書卷一六七、職官七、路分都監の項に、「掌本路禁旅屯戍边防訓練之政令」とある。また、同項に「資淺者為監押」とある如く、都監と監押は職掌は同じで、任用者の資序の高下を以って区別した。

(7) 『宋史』卷二五八、曹彬伝に

曹彬：…隸(後周)世宗帳下、從鎮澶州。補供奉官、擢河中都監。蒲帥王仁鎬、以彬帝戚尤加禮遇、…仁鎬謂從事曰、老夫自謂夙夜匪懈、及見監軍矜敵、始寬己之散率也。…出為晉州兵馬都監。一日与主帥、暨賓從環坐於野會。鄰道守將走价、馳書來詣。使者素不識彬、潛問人曰、孰為曹監軍。有指彬以示之。…建隆二年自平陽召歸。

とあって、五代末の例であるが、後周の河中都監・晉州都監であった曹彬を監軍と称している。また、『宋史』(卷二七三)の李謙溥伝によると、同様に後周の時、謙溥が晉州兵馬都監の職に在って監軍と称されたことが知られる。

ところで、監軍の「監」の同義語に「護」或は「監護」なる語があり、「監軍」と同じく「護軍」と称すと、軍隊を監領することを意味した(職名として熟したのもある)。そこで次に、都監を指して護軍と称した例を挙げてみよう。『宋史』(卷二五九)郭守文伝によると、太宗朝に守文が北漢征討に従軍した時の職務を、「分護行營馬歩軍」及び「護定州屯兵」と記しているが、王禹偁の撰した守文の墓誌銘(『小畜集』二十八)によれば、それぞれ「河東行營馬軍都監」及び「定州駐泊兵馬都監」と記されている。また、『宋史』(卷二五七)李處耘伝によれば、李處耘は太祖朝の荆南・湖南征服戦役に行營都監として従軍したが、これを「荆湖之役、處耘以近臣、護軍」と記している。

(8) 拙稿「唐宋時代の宣徽院使について」主に五代の宣徽院使の活動に注目して「『北大史学』一八、一九七八」、「唐・五代三班使臣考」(『宋代の社会と文化』、汲古書院、一九八三)、「北宋三班使臣考」(『別府大学短期大学部紀要』七、一九八八)。

(9) 渡邊 久「北宋時代の都監」(『東洋史苑』四四、一九九四)。宋代の都監の制度的変遷について、渡邊氏のご高論より多分にご教示を賜った。

(10) 渡邊氏は都監を一元的に捉えておられるようであるが、筆者は後述の如く、都監を臨時の行營都監と恒常的な屯駐部隊の都監とに弁別して考察すべきであると考えている。特に後者のうち府州以下に広範に設けられた都監については、五代における禁軍の州県への屯駐と藩鎮支郡の中央直属化の展開を踏まえながら、唐以来の藩鎮監軍制の展開の上で、その出現の過程を考察する必要があるように考える。唐代に行營軍の監軍を指した都監の官称が、五代には藩鎮の監軍に対しても用いられるようになる。恐らくは、禁軍の国内各地への派遣・駐屯に伴って、それが軍事行動なるが故、反乱の征討等と同様に都監が派遣され、現地でこれの監督に任じ、やがて屯駐軍の軍事力を背景に駐屯地の藩鎮牙軍をも監督管轄下にいれ、従来の監軍の役割を兼ねることになったからではないかと推測する。以上の如き仮説のもとに、宋代都監の淵源を検証してみたい。

(11) 矢野主税「唐代監軍使制の確立について」(『西日本史学』一四、一九五三)
(12) 太相・太宗朝の事例は多数に上るので、代表的な軍事行動として列国平定戦役に関するものを表示した。

(13) この史料は都監の職務実態を窺う好個の記事であり、筆者もかつて引用し分析を加えたところであるが(註8)「唐宋時代の宣徽院使について」、渡邊氏も引用し、都監の職権について論じられている。

(14) 『長編』巻四、太祖、乾德元年正月庚申の条に、「以山南東道節度使兼侍中慕容延釗為湖南道行宮都部署、枢密副使李處耘為都監」とあって、史料中「護軍」とあるが、註(7)でも指摘した如く、正式な肩書は行宮都監である。

(15) 『通典』卷二九、職官、武官下、監軍の項に、
周代齊景公、使穰苴將兵捍燕晉之師。穰苴願得君之寵臣以監軍。公使莊賈

往。賈不時至、苴斬之。是其始也。
とあって、これによれば、春秋時代に齊の景公が司馬穰苴の要請で設けたことを濫觴とするとしている。

(16) 『通鑑』卷三二一、肅宗、乾元元年十一月壬辰の条、監軍使の胡註に「唐、中人出監方鎮軍、品秩高者為監軍使、其下為監軍。」とある。
(17) 『文獻通考』五三、職官七、御史台の項に
武太后時、改御史台為肅政台。凡置左右肅政二台、別置大夫・中丞各一人、

侍御史・殿中・監察各二十人。

とあるが如く、武后朝に御史台を肅政台と改めた。官員は左右各台に旧名通り
の大夫・中丞のほか、侍御史・殿中侍御史・監察御史が置かれたという。

(18) 矢野氏によれば、御史監軍が廃止された垂拱三年の翌四年には、既にこれが復置されているという。

(19) 『通鑑』卷二一七、玄宗、天宝十四載十一月丁丑の条、
以榮王琬為元帥、右金吾大將軍高仙芝副之、統諸軍東征。出內府錢帛於京

師、募兵十一萬、号曰天武軍。旬日而集、皆市井子弟。

(20) 『通鑑』卷二一六、玄宗、天宝十載正月の条に、
安西節度使高仙芝入朝。……尋以仙芝為河西節度使、代安思順。思順諷群

胡割耳務面請留己。制復留思順於河西。

とあって、高仙芝は天宝十載に入朝し、一旦は河西節度使を拜命したものの、安思順の河西留任により取り止めとなり、以後は京師に在留していたと考えられる。従って、彼の河西節度使以来の元從牙軍も京師に駐留し、首都防衛に任じていたのではないかと考える。

(21) 代表的な例を二、三挙げると、代宗の大曆十年四月に魏博の田承嗣を征討した際、河東・幽州・淄青・淮西・永平・汴宋・河陽・澤潞等道の兵が動員された(『通鑑』卷二二三)。また、憲宗の元和四年十月に成徳の王承宗を征討した際は、神策禁軍と河中・河陽・浙西・宣歙等道の兵が動員され(『通鑑』卷二三八)、翌十一年正月にはこれに河東・幽州・義武・横海・魏博・昭義の藩兵が加わった(『通鑑』二二九九)。また、穆宗の長慶元年八月に幽・鎮州の反乱を征討した際には、澤潞・河東・魏博・横海・深冀・易定等道の兵が動員されている

〔通鑑〕卷二四二。

(22) 『通鑑』卷二二八、德宗、建中四年九月の条に、

上以諸軍征淮寧(李希烈)者、不相統壹。庚子、以舒王諤為荆襄等道行宮都元帥。

とあって、淮西李希烈の征討の際、征討軍に統一性が欠如していたため、皇族の元帥を置かんとしたことが伝えられている。また、同書、卷二三五、德宗、貞元十五年十二月の条に、

諸軍討吳少誠者、既無統帥、每出兵、人自規利、進退不壹。乙未、諸軍自潰於小潁水、委弃器械資糧、皆為少誠所有。於是、始議置招討使。

とあり、蔡州吳少誠の征討の際、総司令官を設けなかったため、諸軍が独自の判断で行動し、作戰の統一がはかれず、改めて招討使を置くことが議されたという。更にまた、同書卷二四二、穆宗、長慶二年正月の条に、

中書舍人白居易上言、以為自幽鎮逆命、朝廷徵諸道兵、計十七八万、四面攻圍。已踰半年、王師無功。…蓋由節將太衆、其心不齊。莫肯率先、通相顧望。

とあり、幽・鎮州の反乱の征討に際し、十数万の兵を動員しながら半年を経ても戦功を挙げることができない原因が、征討軍が多藩混成軍団であり、保身に徹して積極的な攻撃に出ないところにあると、白居易が指摘している。

(23) 『通鑑』卷二二〇、肅宗、乾元元年九月庚寅の条の胡註は、この征討で元帥を置かなかつたことについて次の如く論評している。

諸軍並行、步騎数十万、而不置元帥、号令不一、所以有安陽之敗。

この時の征討軍が安陽に潰乱した経緯は、『通鑑』卷二二一、乾元二年三月の条に詳しい。

(24) 『通鑑』卷二二〇、肅宗、乾元元年九月庚寅の条。

(25) 『通鑑』卷二六三、昭宗、天復三年正月の司馬光の論評に、「然則宦官之禍、始於明皇、盛於肅代、成於德宗、極於昭宗」とある。

(26) 德宗は、魚朝恩を誅殺して以降、宦官に兵権を委ねることを控えていたが、興元元年十月、京師における涇原藩兵の乱(建中四年十月)に功績のあった宦官竇文場と王希遷なる者に神策軍を分掌させ、貞元十二年六月、宦官の統率職

として左右神策護軍中尉を置いた。これについて、『通鑑』は「自是、宦官始專軍政」と述べ、胡註は「為宦官挾兵權、以脅天子張本」と評している(『通鑑』卷二三四)。

(27) 『通鑑』卷二三五、德宗、貞元十六年二月乙酉の条。

(28) 『唐書』(卷一四一)・『旧唐書』(卷一六二)の韓全義伝は「十数人」として

いる。

(29) 宦官の行宮における職務に「監陳」或は「監陣」なるものがある。事例は後掲の表2に挙げておいたが、「陳」・「陣」は「陳」に同じく、「列」・「隊列」の意であるので、或はここにいう監使と同じ職務かと推測する。この点、矢野氏も同様の見解を示しておられる。

(30) 上述の吳少誠征討軍の監軍に関する記述や、李德裕の監軍の弊害に関する指摘に見る如く、宦官監軍の存在は行宮軍の指揮命令系統を紊乱させ、將帥の志氣を鈍らせる点で、軍事行動そのものにとつては負の要素であったが、皇帝は行宮軍を統制する必要上、その欠点を敢えて冒してでもこれを用いる必要があった。『通鑑』卷二二七、憲宗、元和元年正月の条に、

杜黃裳独曰、(劉)闢狂黷書生、取之拾芥耳。臣知、神策軍使高崇文、勇略可用。願陛下專以軍事委之、勿置監軍、闕必不可捨。上從之。

とあって、西川劉闢の征討に当たって、憲宗は杜黃裳の言を納れて、主帥に高崇文を任じること及び監軍を設置しないことを決めた如くであるが、後述の如く、実際には宦官の劉貞亮・俱文珍なる者を監軍として派遣している。皇帝における宦官監軍の必要性を物語っているといえよう。

(31) 『事物紀原』所引の記事には「唐書」白居易伝と齟齬する箇所がある。『唐書』の「每征伐、專委將帥、責成功」とあるところを、『事物紀原』は「每征伐、專委將率」と記し、『唐書』に「劉貞亮」とあるのを「劉正亮」と記している。後者は避諱と思われる、『史諱拳例』(陳新会)によれば、宋の仁宗の諱が禎であるので、「貞」は「正」に改めたという。

(32) この史料には、「賈国良」とあるが、前掲『唐書』白居易伝には「賈良国」とある。白居易伝の上奏文は「全唐文」に収録されており(卷六六六、「諫詔吐突承璀率師出討王承宗疏」)、これには「賈良国」とあるので、後者が正しい。ま

た、「賈秀英」については、『唐書』(卷二二四)の吳少誠伝(卷二二四)、『唐書』(卷一四一)・『旧唐書』(卷一六二)の韓全義伝は、皆「賈英秀」と記すが、何れが正しいかは判断し兼ねる。

(33) 諸道の藩軍が動員されれば、当然各藩の監軍もこれに伴って従軍したであろうことが推測されるが、註(2)に掲げた白居易の上言の続きに、

今既祇留東西二帥(李光顔・裴度)、請各置都監一人、諸道監軍一時停罷、如此則衆齊令一、必有成功。

とあって、穆宗の長慶年間に幽・鎮州の乱を征討するため動員された諸道軍に監軍が随伴していたことが知られよう。

(34) 『通鑑』卷二五四、僖宗、中和二年正月辛亥の条に、

以王鐸兼中書令充諸道行營都都統。……以楊復光為南面行營都監使。

とあり、これは唐末の黄巢征討に関する記事であるが、ここにおける楊復光の南面行營都監使への就任を、『唐書』(卷二〇七)楊復光伝は「王鐸為招討、復光仍監軍」と記している。都監使を監軍と称しているが、都監使は都監軍使と同義であろうから、都監と考えてよからう。

(35) この天復三年正月庚午以前に於ても百数十人の宦官が誅殺されている。『通鑑』卷二六三、昭宗、天復三年春正月戊申の条に、

(鳳翔節度使)李茂貞独見上。中尉韓全誨・張彥弘、樞密使袁易簡・周容、皆不得对。茂貞請誅全誨等、与朱全忠和解、奉車駕還京。上喜、即遣内養、帥鳳翔卒四十人、収全誨等斬之。……是夕又斬李繼筠・李彥弼、及内諸司使韋处廷等十六人。

とあり、次いで、同壬戌の条に、

時鳳翔所誅宦官、已七十二人。朱全忠、又密令京兆、搜捕致仕不従行者、誅九十人。

とあって、昭宗を鳳翔に動座した神策軍中尉韓全誨等併せて百六十二人の宦官が、李茂貞と朱全忠によって誅殺されたことが知られる。

(36) 『通鑑』卷二六四、昭宗、天復三年二月壬申の条に、

時宦官尽死。惟河東監軍張承業・幽州監軍張居翰・清海監軍程匡柔・西川監軍魚全禪、及致仕嚴遵美、為李克用・劉仁恭・楊行密・王建所匿、得全。

斬它囚以応詔。

とあるが如く、朱全忠の宦官肅正に際し、唐末雄藩の監軍、河東の張承業・幽州の張居翰・清海の程匡柔・西川の魚全禪等が、李克用・劉仁恭・楊行密・王建等藩帥によって庇護された事実はよく知られている。

(37) 唐末の内廷機構の変質については拙稿「唐・五代三班使臣考」(宋代の社会と文化)、『汲古書院』一九八三)を参照されたし。

(38) 朱全忠は専権乱国を口実に崔胤を除き、神策軍及び六軍を統轄して国柄を掌握した後、『通鑑』卷二六四、天祐元年閏月戊申の条に、

勅、内諸司、惟留宣徽等九使外、余皆停廢、仍不以内夫人充使。以蔣玄暉為宣徽南院使、王殷為宣徽北院使兼皇城使、張廷範為金吾將軍充街使、以韋震為河南尹兼六軍諸衛副使、又徵武寧留後朱友恭為左龍武統軍、保大節度使氏叔琮為右龍武統軍、典宿衛皆朱全忠之腹心也。

とある如く、詔勅を借りて、宦官夷誅後に暫定的に行われていた内夫人(宮官)の内諸司使任用をやめ、これに代えて自らの腹心を内廷諸使に充て、宿衛を掌らしめた。